

第513回 電力・ガス取引監視等委員会【検証】

議事録

日 時：令和6年5月17日(金) 14:00～16:23

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第513回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、対面とオンラインのハイブリッド開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

また、本日、岩船委員は御欠席と伺っております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、まず初めに、本日は4名の有識者・実務者の方々に御参加をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、中央大学大学院法務研究科教授でいらっしゃいます安念潤司様でございます。

○安念氏　よろしく願いいたします。

○横山委員長　東京大学大学院経済学研究科教授の大橋弘様でございます。

○大橋氏　よろしく願いいたします。

○横山委員長　最後に、一般財団法人日本消費者協会理事の河野康子様でいらっしゃいます。

○河野氏　よろしく願いいたします。

○横山委員長　また、海外委託調査に関しまして、株式会社三菱総合研究所より電力システムイノベーショングループ グループリーダー・主席研究員の中村俊哉様にも御参加いただいております。

○中村氏　よろしく願いします。

○横山委員長　皆様、本日はお忙しい中を御参加いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題の1「海外委託調査の結果について」に関しまして、株式会社三菱総合研究所の中村様から御説明を、よろしくお願いいたします。

○中村氏　それでは、「海外の電力・ガス規制機関の調査及び日本との比較検証」について、三菱総合研究所の中村から報告いたします。

本調査、比較検証は、電力・ガス取引監視等委員会の体制・活動と、海外の規制機関の体制・活動を比較することにより、参考になる事例や我が国への示唆を抽出することを目的としております。

調査対象国として、米国、欧州における5つの規制機関を参考とし、文献調査並びにヒアリング調査を実施しました。

参考事例の整理において、注目すべき点として、5つの項目について取りまとめを行いました。順に説明してまいります。

まず、「人員」についてです。

日本と比較すると、特に米国FERC、英国Ofgemは、職員数が非常に多いことが分かりました。権能の違いはあるものの、市場監視を担う部署の職員数を比較すると、日本よりも多い職員数で監視を行っていることが分かります。

次に、規制機関の「管轄の違い」です。

先ほど申しあげましたとおり、FERCとOfgemは人数が多いのですが、これは、規制対象や権能の違いによるものであり、日本の場合、他省庁や広域機関、NEDOが担っている業務の一部を規制機関が担っているからであると考えられます。

次に、「職員の専門性」についてです。

海外の規制機関の市場監視を行う部署では、日本では採用していないエコノミスト・エネルギーアナリスト・エンジニア・データアナリスト・ITスペシャリストを採用しております。

エコノミスト・アナリストは、定量的分析スキルを有している人材であり、市場監視のための調査や分析に従事しております。

また、エンジニアは、電気工学や土木工学の専門性を有している人材であり、料金設定や事業認可において技術的な観点から審査を行っております。

また、データ・デジタル専門家は、市場監視の部署とは別に存在するITインフラ構築部署とも連携して、データ管理やツール構築を行っております。

続いて、「専門人材の採用方法」についてです。

基本的に、給与が民間企業よりも高いということはないため、特に中途採用で専門人材を獲得するのは難しいということでした。

そのような中、英国では、希少で競争率が高い人材を採用するために、給与水準を高くするといった取組を行っております。

また、専門性を持つ学生の採用と、その育成に力を入れていることが分かりました。

そういった若手を育成する仕組みとしましては、トレーニングプログラムの実施に力を入れている国が多いことが分かりました。

さらに、人材採用のための人事スペシャリストを採用する国もございます。

さらに、英国 O f g e m では、離職率が高いこともあり、欠員があろうとなかろうと広告を出して応募者を募り、面接等の選考を行い、よい候補者と思われる人材を集めて人材プールを構築するといったことも行っております。

それに加えて、外部人材の活用として、派遣職員やコンサルタント雇用も適宜行っているとのことでした。

続いて、「人材交流による専門性の向上」についてです。

英国では、専門性向上のために、エネルギー政策当局と「出向」という形で人材交流を行っております。

また、EU加盟国の規制当局は、A C E R に職員の派遣も行っております。また、他国の規制機関と双方向の出向により人材交流を行っている国も存在します。

一方で、電力関係事業者への出向は、独立性の観点から、いずれの国も実施していないとのことでした。

続いて、「人員・組織の柔軟性」についてです。

日本では、職員の人事権を経産大臣が保有しておりますが、海外では、職員の人事権を規制機関自らが保有していることが分かりました。

続いてのスライドは（参考）ですので、説明を省略いたします。

続いて、「予算」についてです。

規制機関の予算に関しては、いずれの国も、日本と比較して非常に大きな予算規模となっております。特に米国 F E R C や英国 O f g e m の予算規模は、日本と比較して非常に巨額であり、それでも、なお近年、予算が増加傾向にあります。

増加要因について、次に御説明いたします。

例えばFERCでは、送電線・パイプライン等の建設増加の対応に伴う人件費の増加や、業務効率化のためのAI活用への投資により、情報技術費用が増加しております。

他方、英国Ofgemでは、ガス危機対応、サイバーセキュリティ対策のための人件費・コンサルタント費用が増加しております。

ネットゼロに向けて、今後さらに人員拡充予定とのことでした。

続いてのスライドは（参考）ですので、説明を省略いたします。

米国、英国、スウェーデンでは、自らの予算の一部を送配電事業者等の被規制事業者から調達することで賄っており、これによって予算に関して政府からの独立性を担保していることが分かりました。

次に「権能」についてです。

規則制定権、事業許可、料金規制の権限について、日本は有していないものの、海外規制機関は、その権限を有しているケースが多いことが分かりました。

報告徴収・勧告については、日本と同様に海外の規制機関においても、その権限を有しております。

罰則適用権限については、米国連邦・ペンシルベニア州、英国、フランスの規制機関において、罰金を科すことが可能であり、違反者との協議の結果、和解に至ることも可能です。

また、フランスの規制機関については、営業活動の一時的な禁止を行う権限も有していることが分かりました。

犯則調査権限については、程度の差はあるものの、いずれの国においても情報の入手や搜索等の権限を有しております。

このスライドと次のスライドでは、それぞれ規制当局、金融市場規制当局との役割分担についてまとめております。

海外では、それらの当局と管轄権の明確な切り分けを行わず、管轄権が重複する事案が発生した場合には、協議の上で対応する方法を採用している国もございます。詳細な説明については、省略いたします。

次に、「デジタルツールの活用」についてです。

海外では、特に卸市場の監視の効率化・高度化のためにデジタルツールの活用を行っております。外部の規制ツールを活用する場合もございますが、いずれの国においても、一部は内製のツールを活用していることが分かりました。

次のスライドは、ツールの例ですので、説明を省略いたします。

規制機関内部のツール開発体制として、データ・デジタル分野の専門人材が在席しています。市場監視を担う部署とは別に、ツール開発等を担当する部署を設置しているケースも多い状況です。

また、場合によっては、外部からそういったスキルを持つ派遣職員を雇って開発を行うこともあるとのことでした。

そういったデジタルツールの活用により、職員を定型処理業務から、より価値の高い分析業務や政策立案等に移行させることができる点がメリットとして挙げられておりました。

次に「広報」についてです。

以降3枚のスライドでは、米国、英国、フランスの広報を紹介しておりますが、いずれの国も規制機関の活動に関して、需要家の関与を高めることを目的とした部署の設置や、広報に特化した部署の設置を行い、教育用資料の提供やSNSでの日々の情報発信を行っていることが分かりました。詳細の説明は省略いたします。

続いて、まとめとして「日本への示唆」を整理しました。

まず、「人員に関する示唆」です。

市場監視を担う職員数に関し、海外では、日本よりも多い職員数で市場監視を行っていることが分かりました。今後、必要となる役割等も踏まえた上で、適切に増員を行う必要があると考えます。

職員の専門性に関し、日本においても、より効率的な監視を行っていくために、定量的分析スキルを有しているエコノミスト・アナリストの採用。

電気工学や土木工学の専門性を有した専門人材の採用。

デジタルツール構築のためのデータ・デジタルの専門家の採用を、必要に応じて進めていくことが望ましいと考えます。

また、そのための人材採用は、海外事例を参考にすると、希少で競争率が高い人材を採用するために給与水準を通常よりも高く設定する。

それが難しい場合には、専門性を有する学生の採用並びに育成のためのトレーニングプログラムに注力することが考えられます。

また、離職への対策については、英国の例に倣うと、あらかじめ人材プールを構築しておき、欠員が出た場合に充当するといった方法も考えられます。

人材交流による専門性の向上について、海外では、エネルギー政策当局への出向や、他

国の規制機関への出向を行っている事例もございます。日本においても、規制機関の独立性担保には十分に配慮しつつ、人材交流を行ことも考えられます。

また、人員・組織の柔軟性について、海外では、人員や部署設置に係る権限を保有することで、専門性を確保しつつ事業対応を行っている事例もございます。日本においても、今後の環境変化に対応すべく、組織構築における柔軟性をどのように高めていくか、検討を行うことが考えられます。

続いて、「予算に関する示唆」です。

日本と比較すると、海外の予算規模は非常に大きいのですが、それでも、いまだに予算が増加している事例がございます。

これは、日本においても、今後、対応する必要性が生じる事項であり、精査の上で柔軟に予算の拡大を図っていく必要があると考えます。

また、その予算の確保方法について、海外では、送配電事業者等の被規制事業者に対してライセンス料を課している事例も存在し、これによって、予算に関する独立性を担保しております。

規制機関が必要に応じて、柔軟に予算を確保するために、同様の仕組みの採用も考えられます。

「権能に関する示唆」です。

規則制定・事業許可・料金規制・犯則調査の権限については、他省庁との関係性や、こういった権限を電取委が保有した場合に対応する体制が構築できるかといった観点も踏まえて、権限の変更が必要かどうかを判断する必要があると考えます。

罰金適用・営業活動の一時的な禁止の権限について、海外においては、罰金適用の権限を自ら有している規制機関も多く、フランスのように営業活動の一時的な禁止の権限を持つ国も存在します。違反への処罰に柔軟性を与えるという観点で、日本においても必要に応じ、電取委が自ら罰則適用権限や営業活動の一時的な禁止の権限を有することにつき、検討することも考えられます。

また、規制当局や金融市場規制当局との役割分担に関して、海外では規制当局、金融市場規制当局と管轄権の明確な切り分けを行わず、管轄権が重複する事案が発生した場合には、協議の上で対応している国もございます。

一方、日本のように管轄権を明確に切り分けたいほうが迅速な対応が可能という考え方もございます。他省庁との関係性を踏まえた上で、どちらが望ましいかを判断する必要があります。

ると考えます。

続いて、「デジタルツールの導入に関する示唆」です。

海外においては、市場監視の効率化・高度化のためにデジタルツールの活用を行っています。外部の既成ツールを活用する場合もございますが、いずれの国においても、一部は内製のツールを活用しています。

日本においても、同様に監視のデジタル化による効率化・高度化を進めていく必要があるものと考えます。

また、そのための開発体制の構築として、いずれの国においても、規制機関内部にデータ・デジタル分野の専門人材が在籍しており、市場監視を担う部署とは別にツール開発等を担当する部署を設置しているケースも多く見られました。

日本においても、データ管理やデジタルツールを内部で開発する必要性が生じた場合には、データ・デジタルの専門家を採用していく必要がございます。仮に外部の既成ツールを活用する場合であっても、導入に関する検討を進める上では、データ・デジタルの専門家が規制機関内部にいたることが望ましいと考えます。

あるいは一時的に開発スキルを持った人材を派遣職員という形で雇用する方法も考えられます。

最後に、「広報機能の強化」についてです。

海外においては、規制機関の活動に対し、需要家の関与を高めることを目的とした部署の設置や、広報に特化した部署の設置を行い、教育用資料の提供やSNSでの情報の発信を行っております。

日本においても、広報を担う部署または人材を配置し、情報発信を行うことで、電取委の存在や取組内容を、需要家に、より周知していくことが重要と考えます。

以上、三菱総研からの報告です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

幅広い観点から比較をしていただきました。ありがとうございました。

質疑に関しましては、全議題が終わりました後、最後にまとめて御質問を受け付けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、議題の2「電力・ガス取引監視等委員会のMVV（改定案）・中期方針（案）・機能強化方針（案）について」につきまして、田中総務課長から御説明をよろしくお願ひいたします。

○田中総務課長 総務課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

順番は若干前後しますが、資料3-3の「電力・ガス取引監視等委員会における中期方針（案）」に関して、御説明をさせていただきたいと思います。

こちらは、2月から実施してきております電力・ガス取引監視等委員会における組織検証の議論を踏まえつつ、今後3年程度を見据えての電取委における運営の中期方針ということで、以下のとおり取りまとめることとしてはどうかということで、（案）を作成させていただいております。

12行目でございますけれども、「現状及び課題」ということで、①組織の中立性・公平性・専門性等の状況と課題、につきましては、透明性・客観性・適時性等を適切に担保しつつ、監視業務・料金審査及び各種制度設計業務が実施されているものの、今後は組織における専門性や機能を高めるための方策等につき、さらに検討していくことが必要であると評価されたのではないかと考えております。

その下でございますけれども、25行目の②電力・ガスの小売全面自由化を踏まえた監視・審査の制度改革の状況と課題、につきましては、電力・ガス小売の監視業務、料金審査業務全般については、フォローアップも含め適切な対応が実施されているものの、今後は、監視・審査業務に係るコスト等の最適化や、電気料金の複雑化に伴う需要家保護の在り方等につき、さらに検討していくことが必要であると評価されたのではないかと考えております。

③卸電力市場メカニズムへの監視対応状況と課題、につきましては、今後は監視対応の最適化を追求していく観点から、JEPXなど市場運営者等との監視業務の役割分担の在り方や、将来的な卸電力市場を念頭に置いた監視対応の在り方等につき、さらに検討していくことが必要であると評価されたのではないかと。

また、卸取引に係る内外無差別の対応状況と課題、につきましては、現時点において、適切な評価基準の策定及び当該基準に基づいた評価運用が実施されているものの、今後は、今後の卸取引形態の変化等を踏まえた評価の在り方について、さらに検討していくことが必要であると評価されたのではないかとということでございます。

④託送料金制度の設計、料金審査対応等、につきましては、レベニューキャップや発電側課金について、一定の専門性を持って制度設計の議論を行いながら制度導入に至っているということですが、今後は、企業経営視点を含めたエネルギー産業や経済社会情勢等を踏まえた、託送料金制度及び料金審査体制の在り方など、さらに検討していくこと

が必要であると評価されたのではないかとということでございます。

また、52行目、需給運用の最適化に向けた対応等、につきましては、今後、引き続き、需給調整市場の状況や将来の同時市場の在り方なども踏まえつつ、需給運用の最適化等について、さらに検討をしていくことが必要であると評価されたのではないかと。

⑤大手電力会社等の不正事案への対応状況と課題、は、対応については、迅速・機動的に対応できているものの、今後も、引き続きフォローアップ対応は重要であり、かつ独禁法等他法令を所管する関係省庁の判断を踏まえた適切な監視の在り方など、さらに検討していくことが必要であると評価されたのではないかとということでございます。

⑥国内の関係機関、諸外国の規制機関との連携状況と課題、につきましては、さらなる連携の強化に向けた検討が必要であると評価されたのではないかとということでございます。

続いて、次のページの73行目、「具体的対応」については、現状認識、課題を踏まえ、以下の具体的な施策に取り組んでいってはどうかということで、なお、これらは電取委の施策を網羅したものではなく、あくまで施策の一部を示すものではございますけれども、以下のようなもので取り組んでいくこととしてはどうかということでございます。

①組織における専門性の強化を目指す、につきましては、さらなる人員増強であったり、人事交流、また、電取委の機能強化方針の策定と当該方針の遂行。

②電力・ガス小売事業に対する監視・審査方法の強化（改善）及び効率化を目指す、につきましては、適切な監視方法の見直しや需要家保護の強化。

③卸電力市場の監視機能の強化（改善）及び効率化を目指す、につきましては、監視業務の精緻化や、市場運営者の監視機能・体制の強化、先渡・先物市場の形成促進。同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方。

内外無差別の適正化ということにつきましては、変化する実態を踏まえた内外無差別な卸売の促進であったり、内外無差別の進捗状況を踏まえての経過措置解除基準の検証。

④電力・ガスにおける託送料金制度の適正性の確保を目指す、につきましては、託送料金制度の精緻化であったり、審査機能の強化といったところがあるのではないかとということございまして、次のページにありますとおり、制度広報の強化ということもあるのではないかとということでございます。

110行目、需給運用に係る監視機能の強化を目指す、につきましては、監視ルールの見直し、デジタル活用による強化であったり、同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方といったことではないかとということでございます。

⑤電力・ガスの不正事案に係るフォローアップ等の徹底を目指す、につきましては、適正な競争確保策のさらなる深掘りであったり、各社の改善計画の進捗状況に関するフォローといったことがあるのではないかと考えています。

3. の「今後の中期方針の進め方（締め）」につきましては、電力・ガスなどのエネルギー環境の状況変化を常に念頭に置きながら、引き続きP D C Aサイクルによる不断の見直しを行いつつ、2. の具体的な取組を進めていくということと考えています。

こちらが「中期方針」ということですが、そういった中期方針を実施していく上での機能強化について、でございますけれども、資料3-4を御覧いただきますと、ただいま御説明を申し上げたような中期方針の着実な遂行に加え、今後の市場など取引監視の複雑性、専門性の高度化を見据えると、現行の組織機能では対応が困難となる局面も想定されるとの評価を受けたところでございます。

したがって、14行目以下でございますが、今般の電取委組織検証における指摘内容や、諸外国における規制機関の実態調査結果なども踏まえ、「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針」を以下のとおり取りまとめることにしてはどうかということで、こちらの（案）を作成しております。

その下、22行目、2. の「今後の機能強化に向けた対応方針（案）」ということですが、主な項目といたしましては、①組織における専門性強化、②市場監視や料金査定等に係るシステムのD X、A I 化の推進、③適切な予算措置・執行、④組織における権能の在り方、⑤他機関との有機的な連携、⑥その他、と大きく分類をされるのではないかと考えています。

以下、個別の項目ですが、次のページの32行目以下を御覧いただきますと、①組織における専門性強化、につきましては、2023年度機構定員要求結果、具体的には総合監査室の設置や定員増を踏まえた人員確保であったり、あとは、次の➤にありますようなノウハウの継承やリスクリングを目的とした新たな研修システムの設計、運用。

3つ目の➤にありますような、外部専門人材の確保、また、4つ目の➤にありますような有識者会合においても、今後推進すべき業務の内容に適合する形での専門性のさらなる拡張といったところが考えられるのではないかと考えています。

また、46行目、②市場監視や料金査定等に係るシステムのD X、A I 化の推進、につきましては、先ほど御説明もあったように、諸外国の規制機関に比べて整備が後れる傾向にある電取委の市場監視や料金査定等に係るD X、A I 化を活用した各種システム構築を進

めていってはどうかということをごさいます。また、そのための組織体制の構築も進めていってはどうかということをごさいます。

③適切な予算措置・執行、でございますけれども、電取委において、2024年度の政策関連予算として措置された「電力市場監視機能強化事業」を、まずは活用していくといったところがあるかと思います。

また、65行目以下でございますように、①専門性の強化（人材確保・専門性向上等）であったり、②DX・AI化の推進に係る予算措置については、これは、諸外国の規制機関の事例なども参考としつつ検討していってはどうかということをごさいます。

また、69行目、④組織における権能の在り方、ですけれども、電取委としては、引き続き、現行の権能の範囲内にて、迅速性・機能性を最大限高めつつ、業務に係る実効性を担保していくことが基本ではないか。

一方で、今後の電事法違反事案の発生状況等に応じて、新たに追加が必要と考えられる権能（例として、業務停止命令権、犯則調査権など）については、適時検討を行うことが妥当ではないかということをごさいます。

⑤他機関との有機的な連携、につきましては、諸外国の規制機関との連携であったり、広域機関やJEPXなどの関係機関との連携を通じての専門性の向上といったことが必要ではないかということをごさいます。⑥としては、電取委の取組内容についての認知度をさらに高めるための工夫、また戦略的な広報対応の実施といったことがあるのではないかとごさいます。

中期方針（案）、機能強化方針（案）については、このような形にさせていただいておりますけれども、順番は若干前後しますが、電取委の運営理念（ミッション・ビジョン・バリュー）につきましては、資料3-2の、その下半分にありますような形でミッション・ビジョン・バリューということで策定をしてきているところでございます。

電取委のミッション自体については、基本的なミッションについては、大きな変化はないと考えているところではございますが、ただいま御説明申し上げた中期方針（案）や機能強化方針（案）を踏まえますと、独立性・専門性については、継続的にアップデートしていくことであったり、バリューの欄でございますが、データの重視については、昨今のDX化、AI化ということ、また、情報発信のところについては、関係機関との連携のあたりは、これは追記をしてもよいのではないかとごさいます。

続きまして、資料3-5でございますけれども、第4回検証、本日はプレゼンテーションという形で有識者の方々にお越しいただいているわけですが、事務局でもヒアリングということで、今回も有識者の方々に中期方針や監視機能の強化方針等に関連して、御意見を伺っております。

資料3-5の2ページ目でございますが、御覧いただきますと、「電取委の取組への評価」につきましては、電力市場の監視や料金審査等、一定の専門性を持って業務に当たっていると評価しているということで、西村あさひ法律事務所の川合氏のコメントであったり、次に、料金審査等実務を担っている電取委には、専門的な知識が蓄積されていると評価、この点は、今後も強化していく必要があるのではないかとということで、公益財団法人アジア成長研究所、前電取委委員長の八田氏でございますが、また、不適切事案については、公取委と電取委で適切な役割分担をしながら対応されたと評価ということであったり、海外の規制機関との連携強化は重要であり、電取委のICERへの加盟に向けた取組を評価ということ。

また、武蔵野大学の山内教授は、電取委と公取委、電取委と資源エネルギー庁は、うまく役割分担を行われていると評価。エネルギー政策全体、さらには国家経済安全保障等も含めた大きな役割、大きな政策の中で、電力市場をどう見るかという観点も重要であり、8条委員会があることで、それがうまく実施できているのではないかと、また、査定の過程で蓄積された専門性は高いのではないかとコメントもいただいているところでございます。

また、地球環境産業技術研究機構の山地先生からは、カルテル事案への対応に関して、電取委の対応が後手に回った感は否めないのではないかといったコメントもいただいております。

また、3ページ目でございますけれども、慶応大学の丸山教授から、消費者への現状の説明ということで、電取委が料金審査の中で、経営の効率化も含め審査を行っていることなど、果たしている役割については詳細が知られてよいし、評価されてよいのではないかと。

また、政策研究大学院大学の田中氏からは、電取委は小回りが利いて迅速性のある対応ができていると評価。一方で、カルテルといった大きな事案が発生したことはショッキングであり、電力事業者には十分な抑止力が働いていなかったのではないかと。

また、東京大学の松村氏からは、海外の規制機関と比較した上で、電取委は人員や予算が少なく、デジタルツールの活用に差がある。また、営業活動の停止措置などが需要家保

護の観点で有効ではないかと考えている点も納得できるといったようなコメントをいただいております。

4ページでございますけれども、「電取委が今後取り組んでいく課題・論点」ということにつきましては、電取委の各種業務の必要性や成果、ひいては電取委の存在意義を示すことは重要ではないかというコメントであったり、あとは、エコノミスト、アナリストの確保については、それに見合う対価や、その後のキャリアモデルなどを明示できることがポイントとなるのではないかとということであったり、電力自由化を進めてきた日本では、新規事業者は増えたけれども、紛争案件が少ない。あっせん、仲裁というのがほぼないのではないかと御指摘。

また、DX推進、AI化、ITシステム導入等、今後どのような監視体制を構築していくのかといったようなコメントもいただいております。

また、次の5ページでございますけれども、先ほど海外事例での御紹介にもありましたが、電取委も、例えば他国のように、ライセンスフィーを導入し、会計上独立した形で予算確保をすることも検討すべきではないかというコメント。

また、海外の市場運営者は、「取引の信頼性の確保＝取引所の生命線」と認識し、監視体制を徹底して構築している。電取委も市場運営者への指導を強化していくべきではないかというコメント。

また、先物取引については、電力は単なる現物商品ではないため、電取委でも監視していくべきではないか。

広報については、今後もっと力を入れていくべきではないか。

また、レベニューキャップ制度で導入されたインセンティブがうまく機能していることを可視化していくことが重要ではないかといったことについてコメントをいただいております。

また、6ページでございますが、「今後取り組んでいくべき課題・論点」として、DX・AI活用については、監視する側だけではなく監視される側のコストの効率化にもつながるのではないか。

2番目ですが、送配電事業については赤字になっており、エスカレーションや人件費の考え方など、まずはきちんと収支がとれるような制度にしていくことが重要ではないかといったコメントをいただいております。

また、それぞれの市場については、運営主体がしっかり監視をし、その上で電取委の役

割の一つは、そうした複数の市場間の関係の整理をすることにあるのではないかと。

また、必要事項等の説明においては、明確性の観点のほかに重要な情報については、タイミングよくシンプルにアプローチする「顕著性」を意識する必要もあるのではないかとといったコメントもいただいております。

最後7ページでございますけれども、人材確保に当たっては、電取委での業務に従事することで、将来的にどのような分野で活躍できるかを示してはどうかということであったり、また、3番目でございますが、罰則適用や反則調査の権能を持つべきか否かについては、従来からの小回りの利いた監視に加え、最後、必要となった場合には、伝家の宝刀として、そうした権能を使えるようにすることで抑止力を利かせることができるのではないかとといったようなコメント。

また、DX・AI化については、データサイエンティストの確保が、特に重要ではないかと。

また、需要家でありながら供給者でもあるProsumerのようなプレーヤーに、電取委としてどのように向かい合うかというのは、今後の課題ではないかというといったコメントをいただいております。

また、7ページの最後でございますが、広域機関やJEPXとの人事交流に関して、専門性を高めるという意味ではよいと思うといったコメントもいただいております。

今回の資料に関して、有識者の方々からヒアリングという形でいただいたコメントは、以上でございます。

私からの資料の御説明は、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、本日のメインイベントであります有識者の方々からのプレゼンに移りたいと思います。

なお、プレゼンに対する質疑に関しても、全て終わった後にまとめて行わせていただければと思います。

まずは、中央大学大学院の安念様よりプレゼンをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○安念氏 このような機会を与您にいただきましてありがとうございます。外から見て、電取委というのはどういうふうに見えるのかということ、一やじ馬ですけれども、やじ馬の視点から申し上げたいと存じます。

次のスライドですが、以下は「委員会」と、略称させていただきます。

委員会の性格づけとしては、それは、恐らくレギュレーターであるという言い方で、多分異論はないだろうと思うのですが、別に法律にそのように書いてあるわけではなくて、日本の行政組織はみんなそうですけれども、ただ、「置く」と書いてあるだけで、それが、どういう性格を持った組織であるのかについての概括的な定義づけというのは、普通、しておりません。

したがって、具体的な権限から帰納していく以外の方法が、厳密に言えばございません。

委員会もそうでした、電事法66条の2は、単に経産省に「委員会を置く」と規定しているにとどまりまして、権限も、「電事法その他の法律が委員会の権限として与えたものを処理する」と、これは同義反復ですけれども、そうした規定しか持っていないんですが、これは電取委だけのものではありませんで、日本の行政組織というのは、大体みんなこのような規定の仕方になっています。

というわけで、委員会の性格は、権限規定から帰納的に理解するしかないのであります。

それで、もっとも基本的なのは、法66条の11の意見聴取に関する規定です。これは、非常に多岐にわたっておりまして、小売電気事業者に係る登録及びその取消し、業務改善命令、一般送配電事業・配電事業に係る許可、これは、一般送配電事業者だけは、今日でも「許可」という非常に重い処分になっておりますけれども、それに係る意見聴取。

それから、託送供給等約款に係る認可、これは料金認可でありますので、この前もやったところであります。

それから、一般送配電事業・配電事業に係る許可の取消し、——さっきは許可ですが、許可と許可の取消しは書き分けております。それは、小売電気事業者の登録と、その取消しとを書き分けているのと同じでございます、これも、行政組織の権限の規定の仕方に関する日本の法令の書き方の一種のお作法でございます。

それから、供給区域の減少の処分といって、供給エリアを一方向的に減らすことが、法律上はできるのですが、その処分。

それから、一般送配電事業・配電事業に係る承認、この承認も「承認」という言葉がつかわれているものだけまとめていて、それに横串を差して共通した性格があるのかと言われると、そう簡単には抽出できないのですが、最も重要なものは、この前の改正で新たに付け加えられた「収入の見通しの承認」が最も重い事項でございますね。

あと、9号以下ありますけれども、大体主立ったものはこんなところと考えてよろしか

ろうと存じます。

次のページですが、「建議」という重要な機能もございます。

法66条の14の1項で、「委員会は、この法律の規定により、その権限に属せられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について、経済産業大臣に建議することができる。」とあります。

それで、建議の内容を公表し、それから、その施策についても報告を求めることができるというので、言いつ放し、聞きつ放しはなしという規定になっております。

次のページですが、委員会の権限は、終始ルール志向であることが分かります。

許認可等の処分の際して意見を述べるのが主任務ですが、処分は、根拠法令の規定に従ってなされなければなりませんから、委員会の任務は、まずは違法・不当な処分がなされるのを防ぐところにあることが窺われます。つまりルールの適正な解釈・運用を図るために、この委員会があることが分かるのであります。

「電気事業に関し講ずべき施策」について、建議できる権限は重要ですが、それも「電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」という限定がございます、産業政策的な建議は想定されていないと、私は考えております。

電気に限らず、およそ市場での取引が「適正」になされるためには、ルールが必要でありますから、ここでの建議も、ルールの定立・改廃、その解釈や適用に関するものが中心になると思われれます。

ルール志向こそがレギュレーターの特質でして、平たく言えば「理詰め」の仕事ということになります。

先ほどMR Iさんからの御報告の中で、一種の立法権限と申しますか、規則制定権についての重要な御示唆がございました。確かに電取委が電取委のままで、我々の業界で言う法規命令を制定できるかとなれば、それは私、ちょっと疑問に思うのですが、ただ、私は、それはそれほど重要なことではないと思います。実務的には、どの分野でもガイドラインとか内規といったような、我々の業界で言う行政規則が非常に重要な役割を果たしております。

例えば原子力の規制で言えば、法律があり、政令があり、原子力規制委員会規則があって、ここまでがまさに法規（正規の法令）ですが、実際に実務的に重要なのは、そこから下の内規の類いです。今まで3.11以降でもおびただしい裁判が行われておりますけれども、その裁判で解釈・適用が問題になっておりますのは、ほとんどその内規の類いであります。

統計のばらつきをどう解釈するかとか、その種のものでありまして、法規命令の段階での争いというのはほとんどございません。

つまり何を申したいかと言えば、法規命令を提出できなくても、実質的な立法権は十分確保できるということでございます。

というわけで、全てルール志向でございますので、ルールの定立・解釈や適用、さらには、それを適用した判断というわけで、準司法的、準行政的、準立法的な権限を行使し得るし、現にしてこられたのだと思っております。

このことは、理詰めの仕事であるということは、電力システム改革の論理的な結果として生まれた委員会に誠にふさわしい。

なぜ委員会が生まれたかと言えば、発電という川上と小売という川下は、基本的には自由にすることができるわけですが、その間をつないでいる送配電性質上、自然独占になってしまいますので、何とかレギュレーションしなければいけないわけです。

ところが、これもMR Iさんの御指摘にあったように、それでは、独禁当局がやればいいではないかという考え方が、恐らく検討されたのではないかと思います。しかしここで問題なのは、独禁法というのは、これは日本だけではなくてどこの国でも——武田先生の前で申し訳ない、お釈迦様に説教をしているようなものですけれども、——独占に向かおうとする企業の努力を防ぐには有効ですが、既にある独占は別に違法ではありませんので、これをどうこうするというのはなかなか難しいことです。既に送配電は、とにかく独占なので、これ自体をどうこうすることは、独禁法のツールでは難しいことです。

それで、これを開放しようとするれば、新たにルールを形成しなければなりません。そのルールの形成は、競争政策当局のすることではありませぬので、そのために独自の規制当局として委員会が生まれたというふうに、私は理解しております。

その他、電力システム改革というのは、全て理詰めでありまして、なぜシステム改革が起きたかと言えば、やはり発電が小出力でも高効率なものが出てきて、電力会社しか発電ができないというものではなくなってきたし、小売は、もともとやろうと思えば誰でもできることですから、その技術の変遷に伴ってできたものだと、私は思います。

そうすると、川上と川下は自由化するが、川中は、これは自由化のしようがないので規制をするということであったと思うし、それから、自由化されて参入した小売がどうやって電気を調達するかと言えば、それは市場で調達するしかない。でするので、卸売の市場ができた。

卸売の市場で、限界費用で取引がなされるとすれば、それは固定費の部分は面倒を見なければならぬから容量メカニズムができたというふうに理詰めですよ。こうなったらこうなる、次にはこうなる。

そして送配電事業者は、発電や小売を兼ねることはできないわけですから、その上で周波数の維持を義務づけてしまえば、どこかで電源を調達しなければならないので、そうすると、調整力市場が要るねと、これも理詰めです。

全てが理詰めであって、私が見るところでは、この委員会というのは理詰めの象徴であると考えております。

その次ですが、一昔前は、特に金融行政の分野で、日本では産業政策と規制行政とが同一の行政組織によって担われている、これは、要するに大蔵省のことですけれども、「アンパイアとチアリーダーとが一緒になっている」と揶揄されたものです。

委員会は、もちろんチアリーダーではなくアンパイアであります。

アンパイアとチアリーダーが、どうして同じ屋根の下にいるんだという批判があると思いますが、これは、実は微妙なところがありまして、必ずしも欠点ではございません。私、別に電取委を擁護したくて言っているわけではないのですが、一般的な傾向としてはそうです。つまり本当に独立したレギュレーターというのは、往々にして自分で産業政策をしまいがちなもの。それは、したくてなるという点もあると思うんですけれども、やはりいろいろな業界や消費者の要望を聞いていくと、だんだんと産業政策寄りにならざるを得ない。

例えば公取は、私は、産業政策をやっていると意識しているとは思わないけれども、例えばG A F Aに対する態度、特別な立法、特別な規制が必要だと言出すというのは、やはりある種の産業政策的な面があるんですよ。これは、どうしてもそうになってしまいます。

エネ庁があって、あるいは産政局があって、そして委員会が一つ屋根の下にある。むしろ産業政策と規制との別が非常に視覚化しやすいとメリットがあると、私は考えております。だから、今の体制のほうが、私はいいと思っています。

次ですが、これも、しばしば規制当局に、電取委だけではなくて規制当局にある批判だと思いますが、規制機能が重複することがございます。これは幾らでもある。

例えばアメリカの国法銀行、連邦レベルでの銀行というのは、O C Cという財務省にある通貨監督局というのと、それからF R B（連邦準備制度理事会）がある。しばしば誤解

されていますが、FRBは中央銀行ですけれども、中央銀行であるだけではなくて、独立した行政官庁です。ですから、公権力を行使しております。

それから、FDICというのは、これは預金保険公社です。これも公権力の行使をしていて、似たような規制をしているわけです。

日本でも銀行はそうでした、金融庁の検査があり、日銀の考査があり、さらに預金保険機構は、保険に関わっているわけですから当然ですが、検査をしているわけです。

証券会社では、金融庁があり、それから日証協（日本証券業協会）がある。これはかなり厳しい検査をしております。それから証券取引所、我々の俗な言葉をつかえば、要するに東証です、東証も結構厳しい。これを考査と言ったか監査と言ったか、どちらか忘れましたが、やっていることは同じことです。

原子力発電所もそうでした、原子力規制庁あるいは規制委員会が監督しているし、それから電気工作物としての観点からは、依然として経済産業省が監督している。さらにJANSIという民間の組織がありまして、これはピア・レビューをやっていて、これはこれで結構厳しいです。さらには、ある特定の観点、つまり核不拡散という観点からではありますが、IAEAも監査をしております。これも非常に厳しいものです。

これらの規制機能は、相互に完全に役割分担ができていたわけではなく、多かれ少なかれ機能の重複は見られていますが、私はそれでいいと考えております。つまり人間の見る目というのは、そんなに完璧ではありませんから、複数の規制機能が重なることによって規制の見落としを防いでいるという、これはなかなか逸しがたい役割があります。

電気事業においても、電力関係各市場の自主規制と委員会の規制とが重疊的に存在しているのが悪いと言う人もいますが、私は、そんなことはないと思っています。無駄なことはやめるべきだけれども、重複していること自体が悪いとは思いません。

その次ですが、三条委員会か八条委員会かというのは、私は、生産的な議論とは思われません。

三条委員会＝独立行政委員会は、主務大臣の指揮監督に服さない組織であり、主務大臣の指揮監督に服さないがゆえに、内閣総理大臣の行政各部に対する指揮監督権（憲法72条、内閣法6条）にも服さないことになります。

したがって、三条委員会は、自ら、行政処分の主体となり得るのですが、しかし、制度設計次第では、——これもMRIさんの御報告にありましたけれども、——八条委員会は三条委員会に、機能的に大幅に接近し得るのです。

現に電取委の独立性は極めて強いものです。次のページですが、「委員長と委員は、独立してその職権を行う。」ということは、主務大臣の指揮監督に服さない。したがって内閣総理大臣の指揮監督には服さないです。

それから、「独自の事務局を有する。」というのは、物すごい重要なことで、権限だけ麗々しく与えても、結局、自分の手足がなければ何もできないので、よそのどこかから連れてくるといことになりますので、これは、独立性を担保する上で極めて重要です。

関係行政機関の長などに資料の提出を、直接要求することができます。これも、目立たない規定ですが、行政内部においては非常に重要なことで、大臣を、あるいはエネ庁を通さなくても、その資料の要求ができるのは大変重要です。

さらに、電事法上、主務大臣から権限の委任を受けておりまして、これは、法定の委任ですので、法律を変えない限りは、この委任は委任のままですので、委員会が独自の主体として行政処分を行うことになります。

証券取引等監視委員会との比較をいたしますと、証取委も、実は審議会ではないです。——ではないという言い方はアレですけれども、要するに八条委員会です。確かに証券取引等委員会は、電取委に比べるとなかなか神々しい規定がございまして、国会承認があるとか、さらには14条で罷免の制限というのがあるのですが、国会の承認は、あったほうが神々しいけれども、その罷免の制限というのは、そもそも主務大臣の指揮監督に服していないのですから、罷免されるチャンスなどはほとんどないです、一般の役人であればともかく、主務大臣の、というか公務員法上、上司の命令に逆らってしまえば、それで、もう懲戒処分ですから、そういうことって、そもそもないという前提になっているので、その独立性は極めて高く、罷免の可能性は著しく制限されていると言ってよかろうと思います。

次に、ここから先の話ですが、これから未来の話ですけれども、これまで「委員会はレギュレーターである」ということを申しました。

レギュレーターとしての機能強化というのは、いろいろな面がある。というのは、その予算面では、被規制者から「会費」を徴収するというアイデアがあります。これは、先ほどの御報告にもあったし、私は八田達夫先生から、ずっと前から聞いておりました。

行政当局が被規制者から金銭を徴収する例は珍しくなくて、例えば航空機の型式証明の手数料、これは何百万とか何千万とかかかるのですが、それから、預金保険の保険料、これは一番分かりやすいです。

これらは、何らかの役務の対価ですけれども、対価性がはっきりしていなくても、市場監視当局の規制機能によって市場の公正性・透明性が保たれている場合、市場参加者は、その利益を享受していることとなりますので、その対価を要求しても、私は全然おかしくないと思います。

ただ、徴収しても、だから電取委の予算が3倍に増えますとか、そんなことは考えられないので、まあシンボリックな意味だと思います。

次のページですが、「レギュレーターとしての機能強化」で、これも御指摘がありました。強制権限については、証券取引等監視委員会、何度も言いますが、八条委員会ではないわけですが、非常に強力な権限を持っておりまして、報告徴収や検査の権限も含まれておりますし、犯則事件の調査に当たっては、監視委、厳密に言えばその職員にということになりますけれども、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え等の権限を付与されている。つまり、この犯則調査の権限に関する限りは、監視委員会の職員が警察官（司法警察職員）あるいは検察官と同じ権限を行使することになります。

ただ、これは、あまりお勧めはできない。というのは、体制を整備するのがすごい大変です。まず、ルーチンの部門とこの部門とは、きちっと分けなければなりませんし、さらに、これは警察官（司法警察職員）あるいは検察機能を代替することになりますので、厳格な令状主義の制限に係ることになりますし、これは、慣れるまでは、私は大変だろうと思います。

ですから、既にこの種の部門を持っている公取委とか何とかに聞いて、どうやって運営すればいいのかというのをきっちりとやっておかないと、突然行使できるようなものではない。けれども、しかし、事例はあるということで、八条委員会のまま、このような権限を行使してもおかしくはないということです。

その次、人事制度ですが、キャリア官僚制にこだわる必要はないと思うけれども、私は、いわゆるリボルビング・ドアというのがよいものであるとは思いません。

これは、足元の仕事を、どうしても次のキャリアの踏み台にしますので、何と云っても、身上書を書くことに注意が集中してしまいます。

アメリカにも、終始、公務員にとどまる人は、実は少なくありません。典型的な例でいえば、ブリンケン国務長官、あの人は、若い頃からずっと国務省の人です。

裁判官、アメリカでは、御存じのように裁判官というのは本当に名誉ある職業で弁護士から登用されるわけですが、文字どおり終身務めることが珍しくありません。ついでに申

しますと、アメリカの裁判官というのは、本当に終身職でして、90歳ぐらいまで務める人は珍しくない。60年とか裁判官をやっている人がいますから。

要するに、ある種の終身制、それは別におかしくない。ヨーロッパの官僚制も長期雇用になっております。

長期雇用慣行というのは、特にレギュレーターには重要でして、これがないと訓練・習熟の時間がなくなりまして、知識・経験において、被規制者たる民間企業に劣後したままとなります。

これは、本当に大切なことで、要するに自分たちよりも頭のいい人を規制しなければならないというのは、すごい大変なことなわけですよ。それを規制できるようになるには、訓練・習熟の期間がどうしても要るんです。

というのは、最初のうちは、それは役所のほうが劣っているに決まっているわけです。だけれども、民間企業は自社の内情には詳しいけれども、やはり他社は、そんなに知るわけはないんです。それで、行政官庁は、全社を横並びに見ることができるので、その知識・経験の蓄積というのは、非常に大きいものになります。

これは、原子力規制委員会も同じですね。最初は電力会社にかなうわけがない、素人だから。でも、だんだん各社の申請を年がら年中審査してしていくうちに、だんだん能力はたまってくるんですよ。これは、電取委においても同じことで、レギュレーター一般について言えることです。ということは、つまり時間がかかるということです。

次、「ジョブ型」雇用です。

今月9日に、人事院の「人事行政諮問会議」が、「ジョブ型を拡大し、年功序列の硬直的制度を改め、専門能力を持つ民間人材の中途採用を進めやすくすべきである」と提言したという記事が、日経新聞に麗々しく載っておりまして、森田朗先生が答申書を川本裕子総裁に渡しているのを御覧になりませんでしたか。

ところが私、笑っちゃったんですが、ジョブ型の布教に日経新聞はずっと努めていたんですが、日経新聞こそ、最も典型的な終身雇用の企業でして、彼らが布教に努めている、例えば「女性活躍」とか、「選択と集中」とか、「強力な独裁的リーダーシップ」というのは、何一つやっていないと思いますね。

彼らの偉いところは、その真逆を行って成功しているということです。それはそうでしょう、フィナンシャル・タイムズを1,600億で買ったんだから、大したものですね。下克上の最たるものです。つまり時には、やはり逆張り張だなという気がしますね。

つまり自然体に任せて、ジョブ型は必要な限りで導入すれば足り得るわけですよ。いわゆる「メンバーシップ型組織」の長所を、改めて認識すべきだと、私は、最近特につくづく思っております。多くの人は、一定の安心・安定を必要としており、それが仕事のやる気にもつながるんです。住宅ローンも組めない職場、離職率が高い職場がいい職場であり得るかと言えば、私は、大変疑問です。

エクセレント・カンパニーとして有名な重機のコマツは、離職率が1パーセントにも満たない。名前は忘れましたが、会長さんだった人が、0.7パーセントだと自慢していましたね。

150年かからないと人間が入れ替わらない組織が、本当にいい組織かどうかは分からないけれども、離職率が低い職場というのは、一般的にはいい職場だと思います。

次ですが、民間からの採用を積極的に進めることはよいことですが、これも、自己目的化する必要はありません。

役所が欲しいと思うほどの人材でありながら、遊んでいる人はいません。

それから、カネにつられて役所に来る人は、もともといないので、2割増しだとか何とか、いろいろ議論はあると思いますが、どうせ差は埋められないんだから、所得を気にする必要なんかないんですよ。来てくれない人は、どっちみち来てくれないんだから、これはしょうがありません。所得は減っても、公務に携わりたいと言う人は、アメリカにさえ多数いるんですから、日本はもちろんいます。

MR Iさんの前でこういうことを言うのはナニだけれども、民間企業というのは、僕もインチキだけど弁護士をやっているから分かりますが、結局、施主には頭が上がりませんですよ。それは当たり前の話です。

我々だって、書面をつくったり意見書をつくるときに、依頼者はとんでもない悪党だと思ったって、すごいお釈迦様みたいな善人ですと書くわけですよ。そういうのをやることもあるので、やはり人生は、ある程度のところは、公務もやってみたいなという人は、それは絶対いますよ。

ただ、ちょっと注意してもらいたいのは、すぐに弁護士や会計士を頼ってくる人がいます。だけれども、僕もインチキながら弁護士だから言っておくけれども、弁護士一般に専門知識があるわけではないです。

僕も、エネ庁なんかと、料金審査の過程で、随分優秀な人を見ました、外部から採用した弁護士ですね。ただ、弁護士だから優秀なのではない。もともと優秀だったんです。そ

れだから、肩書きで採ってはだめですよ。

キャリアパスを示されないと、やはり不安です。2、3年の幅の雇用なのか、5年から7年ぐらい、10年以上、それぞれの予想されるキャリアパスというのを、概略でも示してもらえば、やはり応募しやすいと思います。特に長期に働く場合は、幹部、課長以上ぐらいの職への登用で、生え抜き組と差別しないということを明らかにすることはとても大切です。やっぱり派遣職員なんだと思わせるのは、それではいい人は、なかなか来てくれないのはしょうがないです。

公募は、実施してもよいが、これは大学の先生方はよくお分かりで、公募ぐらい効率の悪いものって、ちょっとないですよ。公募をしてもいいけれども、審査などの処理をするのにすごい時間がかかるんです。それよりは、ネットワークを広げて、いい人材のプールを豊富にしておくことが大切です。つまり人づき合いが大切だということでもあります。

最後のページですが、私は「散文的精神」が大切だと思っているのです。産業政策の担い手が、夢見る心、詩的精神の持ち主であるならば、——私は「詩的」と言っているだけで「詩人」だと言っているわけではないですよ。私、現に経済産業政策局長が詩人だとは思いません——それに対してレギュレーターは、一点一画を疎かにしない、几帳面で綿密な、自制心に富んだ散文的（p r o s a i c）な精神の持ち主でなければならないと考えております。

それは、要するに学校秀才のことでして、学校秀才の存在なくしてレギュレーションは成り立ち得ません。

これまで格別の根拠もなく貶められてきたもの、例えば学校秀才、散文的精神、長期雇用慣行、メンバーシップ型組織というのは、とりわけ規制機関にとっては価値ある文化であると考えております。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、東京大学大学院の大橋様より、プレゼンをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大橋氏　　あと倍ぐらい、安念先生の話を知りたかったのですが、私の話をさせていただきたく。安念先生のお話よりは、相当間口が狭い話になって申し訳ありませんけれども、資料で言うと3-8の資料になります。

最初に「電力・ガス取引監視等委員会について」ということで、これは、当時の2016年

とかの資料を持ってきたものですが、2015年、当初始まったときは「電力監視等委員会（e m s c）」と言われていました。今は、ガスも入ったので、e g cということになります。

ちょっと見ると、URLは、まだe g cになっていないとか、あと、クリックしてもらって英語バージョンに行くと、2018年で止まっていたりしていますので、小さいことですけれども、このあたりは広報の基本かなという感じもするので、気づいたこととして、こういう機会を捉えたので、お知らせをしておきます。

まず、監視等委員会の「等」を抜いた監視のところでも申し上げますけれども、これまでの実績、直近で言うとカルテル事案であるとか、あるいは非公開情報の情報漏えいに係る事案とか、それぞれについては、相当丁寧に報告徴収あるいは業務改善命令等、打っていただいていることをかいま見ることができて、こうしたところは、まさにレギュレーターとしての一丁目一番地のところでもあるので、そういう意味では、この対応は、相当評価できると思います。

これからの三線ディフェンスも含めて、しっかり体制ができる中において、こうしたものをどうやってしっかり根づかせるのかというのは、一つ重要なかなと思っています。

コンプライアンスの話は、電取委だけではなくて、この手の話というのはいろいろなところであって、官庁で一番多いのは、恐らく国土交通省ではないかと思えますけれども、官製談合防止法が、おおよそ数年に1回ぐらい打たれている感じなので、ああいうところを見ると、やはり体制というのに完全なものがあるのかなと、あるいは理想形ってあるのかなと疑問に思います。

仮にあったとしても、それを守ることで、コンプライアンスは維持できるのかなというのは、相当考えるところがあります。外形要件だけチェックするのか、あるいは、実は、体制というのは変えていかないと、そもそもどうしてその体制が理想だったのかというのがだんだん分からなくなってくるところもあるので、そういう意味で言うと、体制というのは動的に変えていくこと自体にも、すごく重要な意味があるのかなと思います。

コンプライアンスの形ではなくて、コンプライアンス自体をどうやって本質的に守っていくのかということは、まだまだ研究がなされていないところかなとも思いますので、ぜひ電取委さんも意識していただいて、いろいろなところで応用して頂ける重要な論点として記させていただいたところです。

次のページの「取引監視（モニタリング）」ですけれども、発足当初から、市場モニタリングをずっとやられていて、私は、これはすごく重要だと思っています。これは、年度末

にやっていたりとか、四半期で報告されていたりとかという形でされていまして、基本的には市場の動態を見る形にはなっているのですが、最近、ちょっと形骸化しているかルーチン化しているかなという感じが若干しています。

本来、いろいろモニタリング手法を開発したりとか、あるいはそれを通じて新しい論点を提起するとか、何かそういうふうなことで人材育成ができる一つの重要なツールでもあるし、あと、電取委自体が監視をしっかりと外に向けて発信できる一つの間だとも思っています。

そこで、こうしたものの報告の仕方とか、あるいはこうしたところに、先ほど安念先生のおっしゃった専門人材的なところも含めて、知識が一番蓄積しやすいところでもあると思うので、こういうところの人事の在り方もしっかり見ていただくのはいいのかなと思っています。

ちなみに、電力の取引は、株式市場とは相当違う取引だと思っています。これは、株式というのは紙の売買ですけども、電気というのは、ほぼほぼ現物のものがありますので、そういう意味で言うと、電源の費用がどうだとか、あるいは電源の稼働状況がどうだとか、あるいはトラブルの状況とか、そういうものといろいろ組み合わせて適正性を判断しなければならないということであると、電気には相当特殊な能力、あと、制度の理解、政策の理解も相当重要だと思います。

このあたりは、やはり内部での人材蓄積、知識を蓄積しなければいけない部分だと思います。実は、情報は電取委が一番集まりやすいんですよね。まずビットのデータもそうですし、あと、計画のデータは直接来ないかもしれませんが、発電計画のデータ、あと、需給調整のデータ、それらのいろいろなデータを組み合わせて見ることができる部署というのは、実は、あまりなくて、そういう意味で言うと、電取委がそうしたデータとか情報集約の一つのネクサスになれるのかなと思っています。

ある意味、モニタリングというのは監視の肝でもありますので、ぜひこのあたり、人材集めに、拡充するのに、専門性を高めていただく一つの入口にさせていただけるといいのかなと思っています。

次に、取引監視「等」についてということで、「等」のお話をさせていただきます。

これは、先ほど3ページ目でお見せした当初の文章だと、実は「等」がなかったんですよね。それで、あるとき「等」が入ってきたということだと思っています。監視をするだけではなくて、ある種の、その制度設計に関しても行うということだと思っています。

これは、監視と制度設計は、まず密接な関係にあるということと言えます。エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングというEBPM、エビデンス・ベースドが監視だとすれば、ポリシー・メイキングは制度設計なので、ここは、本来は一連の流れがあって、初めて政策・立案・評価、そのPDCAが回るという姿なのだと思います。

そういう意味で言うと、先ほど監視の重要性は申し上げましたから、そうした監視で得られた知見を、しっかり提言していく。しっかり建議していく機能をお持ちだというのは、とても重要だと思いますし、しっかり生かすべきところだと思います。

ただ、監視と制度設計のところを、あまりに密接にしてしまうと、先ほどはプレーヤーとアンパイアの話もありましたが、監視の容易性を高めるような制度設計という形に持っていったら、恐らくいけないのだろうと思います。

監視というのは、どうしてそのような実態になっているのかをつかむのが監視なので、ある意味、監視の容易さの観点で、実態をあえて折り曲げるようなことになっては、制度設計とエビデンス・ベースドの因果関係が逆転してしまうのかなと。

そういう意味で言うと、やはり複雑かつ動的に電力市場は変容していると思いますし、また、事業者のインセンティブというのは、相当程度変わってきていると思いますので、そうした理解をしっかりと深めていくのが、まず第一に重要なだろうと思います。

そういう意味で、監視と制度設計というのは、距離感というか、ある密接な関係にありながらも緊張関係が必要だと思います。

それで、仮にですけれども、市場支配力が認められるというのであれば、先ほどルールベースだと安念先生がおっしゃいましたけれども、ルールベースの考えで言うと、市場支配力が認められるのであれば、その市場支配力を識別してサンクションを課するというのが、まず入口として重要だと思います。

それで、ややもすると、市場支配力があるから、あるいはその懸念があるから、それではルールを変えようとか、いや上限価格だとか、あるいは義務づけようとか、こういうふうな話に、制度設計側は考えがちですよ。ここは、実は安易な——安易というか対症療法にすぎなくて、本来、実態を見たときに、そうしたものを本当に課すべきかどうかというのは、実はちゃんとデータで、というか考え抜くということだと思いますが、しっかり見なければいけないところで、やはりそうしたものを政策・立案側はやりがちなので、まあエネ庁ですけれども、やりがちなエネ庁に対して、しっかり提言なり建議をすることで、緊張関係を保つというのかな、ということが重要なのかなと。

それで、ある意味、電取委における、監視におけるルールメイキングというのは、やはりガイドラインとかが、先ほどおっしゃったようにあって、そういうところ、監視の体制を強化する意味での制度設計と、あと、ある意味、もう少し大きな電力市場の改革につながるような話と、そのあたりは切り分けて考えなければいけないと思いますが、やはり何か市場を歪めているのであれば、その歪めている行為の源泉をしっかりと捉えることが、「市場の番人」としては、第一に求められることですし、この機能を発揮するためのサンクションとか調査権限の強化というのは、私は、十分議論をされるべきなのかなと思います。

最後のページ、取引監視「等」のところの2番目ですけれども、そもそも監視の考え方として、2つあるのではないかと考えています。

1つは、「悪貨」と「良貨」という話で言うと、良貨というのは、こういうものであると定義をして、その定義に合うかどうかを監視するという監視の仕方が一つ。

もう一つは、悪貨を取り締まる、要するに市場を乱すような脱法的な行為に対して監視をして、良貨については、ある意味、市場のダイナミズムに任せるという考え方。

それで、私は、そもそも電力市場というのは規制産業で、20年に、そのシステム改革がようやく完結したということですが、ただ、完全に自由な市場というわけには、まだ自由化には至っていないのかなと。実際、経過措置の中にあるわけですけれども、十分になっていないという中においては、現状、A)のような「良貨」というものはこういうものだよということを見せながら歩いていくというのが、今、過渡期としては、確かに求められているし、そうしたものについて、電取委も、またはエネ庁も、ある意味、推奨してきたところがあるのではないかなとと思っています。

そういう意味で言うと、こういうのが望ましい行為ですよ、とガイドラインで書いてみたりということ、これまでやってきたのだと思います。

ただ、本当の自由化の世界というのは、多分こういうふうな世界ではないのだろうと思っています。最終的な自由化の世界というのは、ある意味、市場の中で良貨が決まっていく、そうした市場のダイナミズムの中で、何かその市場を乱すような行為があれば、それをしっかりと取り締まる。それが「市場の番人」なのかなという感じがしています。

そういう意味で言うと、B)からA)、今、我々は移行期にあって、その中で、良貨を、今後どうやって育てていくのか、ある意味、今は良貨というものを定義している感じだと思いますが、それをどうやって巢立たせるのかを考えていくトランジションは、これから、

第2フェーズに入る中で考えていくべきなのかなと思います。

今は、内外無差別とか、そうした規律がないと市場がなかなか機能しないし、新規参入者もやっていけないということでやられています、だけれども、ある意味、これは内外無差別の規律をずっとやり続けるという話では、恐らくないのだと思うんですね。これを、経過措置の中での一つの要件としてやっているということなのだと思います。

そうすると、最後、悪貨と良貨を、どのように見極めるのかという話を、どこかでやらなければいなくて、これは、だけれども、本当は競争政策という枠の中では、ほかの市場でやっている話ではないかと思います。

ただ、電力市場は、先ほど申し上げたように、単なる株式市場としても、相当特殊な市場でもあるので、この特殊性に根差した専門性というのは必要なのだと思います。

実務もさることながら、これは、アカデミックもしっかり追いついていかなければいけない部分でもあると思うので、そういう意味で、実務・アカデミック双方の観点から、こうしたものをどうやって次のトランジションに移していくのかというのを考えていかなければいけませんし、そのための専門職を育成するとか、あるいは「キャリア形成のプログラム」とも書きましたけれども、そうしたことで、これは、悩みながら進んでいくものだと思いますし、そうしたところへ進み始める、ある意味、スターティングポイントに立っているかなということで記させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、最後に、日本消費者協会の河野様よりプレゼンをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○河野氏　　日本消費者協会の河野でございます。本日は、この検証委員会に参加させていただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

安念先生と大橋先生の後で、私が申し上げることが何かあるのかなと思いつつ、私は、あくまでも消費者の立場としまして、専門的な知識はないまでも、この間の電取委様の活動をどう見てきたかと、本当にすごく表層的で浅い理解でしか、多分お伝えできないと思いますけれども、資料を見ていただくと、ちょっと色を濃くしましたので(笑声)、そこで、今日はちょうどいい感じで見ただけだと、最初にこういうエクスキューズを申し上げて、中身に入りたいと思います。

次ですが、本日お伝えする内容は、ここに書かせていただいているとおりでございます。

お話を進める前に、私と電取委様との関係について、簡単にお話しします。

私は、全国消費者団体連絡会という消費者団体の事務局長として、東日本大震災後の電力会社10社の電気料金値上げ審査の場に、オブザーバーとして参加させていただきました。忘れもしない、ここの地下の広い講堂で、寒さに震えながら、安念先生の御指導のもとで、そのときに、総括原価方式という電気料金の決め方など、その料金認可の仕組みの詳細について学ぶこととなりました。

その後、電力システム改革によって、電気の小売の自由化、続いて、ガスの小売自由化が行われ、システム改革に伴って電力・ガス市場の番人として創設された電取委様の活動に関わらせていただいております。現在は、料金制度専門会合の委員として、活動に加わらせていただいているところでございます。

次ですが、今回、委員会の検証をするというお話をいただいたときに、私は、果たして電力・ガス取引監視等委員会のことをどれだけ自分でそしゃくできているのかなと思いついて、どのような組織だったのかと、改めて確認してみました。

それで、ホームページを拝見しますと、委員会の概要が、このように記述されています。ここで気になったのは、先ほどからいろいろな方がコミットメントをされていると思えますけれども、時間の経過とか環境の変化などを経た、2024年の現在、発足時に想定した市場とか、法律に基づいたガイドラインというのは、果たして当時と同じでいいのか、精神は同じでいいと思えますけれども、実際は、少し考慮が必要ではないか、また、組織や体制は十分なのかということが、とても気になったところでございます。

次に、先ほど見せていただいた、電取委様のミッション・ビジョン・バリューを熟読してみました。それで、運営理念から、電力自由化という大きな制度変更に伴ってつくられた組織が担っている役割の重要さに、改めて思いが至りました。

そして、設立当時に描いた大きな将来図は、何度繰り返して読んでも身震いがするほど格好よくて、期待にあふれた内容だと思います。特に、消費者を含む需要家ファーストの姿勢と、「国民生活を豊かにする」という、この記述は、消費者としても、とても心強いものです。

ただ、創設時の青写真はどこまで実現できているのでしょうか。例えば活動開始以降の変化、新規参入によるビジネス環境の変化とか、為替変動や地政学的影響など、外部環境の変化、それから、公正・公平を追求する結果として、複雑化、それから多様化した複数の市場の創設、人材確保や労働環境の整備など、企業経営でのサステナビリティへの対応、

そういった変化への予見や適切な対応ができているのかというのが、この運営理念を拝見していると、とても気になったところでございます。

次に、これは電取委様のホームページにおける直近のニュースリリースを転記したものです。一般消費者が電取委様の活動を知る機会としては、ホームページの情報はとても大事ですけれども、一読しただけでは、何が行われ、何を伝えているのか、ほとんど分かりません。すみません。

もちろん活動実績のアーカイブを拝見しますと、電力・ガスの自由化に伴い必要とされる制度設計や事後確認が、本当に適切に実行されていること、また、各ワーキングにおいて、その審議経過や決定された施策の内容などについては、適時適切に開示されていると思います。

他方、私たち消費者から見ると、公開されている活動情報や内容も、かなり専門的であり、その内容が意味するところや、社会への影響力については、残念ながら一般消費者が理解することは難しい状況にあると思っております。

次の、ここからは、「電力・ガス市場の番人」としての電取委様の、この間の活動について、消費者視点で幾つか見解をお伝えしたいと思っております。

1点目は、「電力市場への監視業務」についてです。

監視の目的に照らして、現状の取組に課題はないのかという点、また、多面にわたる精緻な監視活動において、現在の組織・機能等は十分であるのかということが気になっていきます。

この間、レベニューキャップ制度導入に伴った料金制度の設計や、電気の規制料金の値上げにおいては、的確で誤りのない数字を導くために、事務局の皆様が、どれほどの時間と労力を費やしてくださったのか、また、専門的知識の乏しい私のような消費者に対して、論理的かつかみ砕いた説明を用意してくださったことなど、番人としての事務局の皆様の御尽力は、本当に実感しております。

他方、人海戦術には限界があるところ、取引監視システムの高度化と、そのための専門的人材の確保に関しては、できるだけ早期に着手すべきではないかと思ったところがございます。

次に、託送料金制度の検討の際、気になったことをお伝えします。

消費者は、料金負担においては、合理的で納得のいく説明を求めますし、料金が幾らになるのかに関心が集まりますが、その際、個別の項目についての適否等だけではなく、国

民生活にとって必需である電力供給における送配電について、現在直面している事実や、今後のエネルギー政策の向かう方向について、やはり問題意識を共有するというのが、その個別の数字と言いましょか、政策の中身を決める前提として必要ではないかと強く感じました。

前提が、そもそも同じテーブルに乗っていないで数字の議論をしても、やはりボタンは掛け違ったままかなとは思ったところです。

また、一度決めたことが想定どおりに動いているのかどうか、その再整理が必要かどうかという確認も、都度、ぜひ行ってほしいと思います。マンネリになるのは怖いと思いますし、こういうルールがあるから、それに照らし合わせると、これは適であって△とか×はつかないよという御判断も、最近では、結構、毎回機械的には行われている部分もあり、それに対して足元はどうだったのかということも振り返っていただければありがたいなと思っています。

次に、一昨年の燃料費高騰に続いて起こった新電力など新規参入事業者の持続可能な事業運営について、消費者は当然のことながら、背景をよく分かりませんので、自分の契約が今後どうなるのかなど、かなり不安な状況に陥りました。

そのことに関して、ですけれども、自由化には、義務と責任が伴うと思っています。ですから、事業者の皆さん、それから、私たち消費者双方へ、特にリスクに関する情報をなるべく早く伝える方策があってもよかったのではないかと思ったところです。自由化に伴っては、結構利便性とかメリットが前面に出ていて、自由化に伴うリスクを、私たちはあまり理解していなかったということがございます。

私は、最終的には、送配電の事業者の皆様が全部拾ってくださるということは分かっていたし、情報がある消費者は、それほど動揺しなかったのですが、やはり一般消費者は、どうなるのだろうと、かなり不安であったと思いますので、そこは、どこが対応するのかというところもありますけれども、ぜひ情報提供をしていただければよかったかなと思いました。

次に、「不正事案への対応」についてです。

大手電力によるカルテル事案や情報漏えい事案が、公正取引委員会等から指摘があった際に、消費者団体からは、とにかくそういう事案が平然と行われていたことに対して驚き、怒りかつ電取委様は、それを見張る役割ではなかったのかということで、電取委様の役割への不安感とか、その権能の強化を要望する意見書等も提出させていただいたと思っています。

ます。

その後の対応につきましては、世間の、社会の注目を浴びたこともありますので、エネルギー、経産大臣、皆様の関与もあり、適切な対処が行われたと思っておりますけれども、こういった件に関して、ガバナンス・コンプライアンス関係に関しまして、電取委様にさらなる役割を付加することが、今の組織体制で、果たして適切かどうかというのは、私自身は、判断がちょっと難しいところだと思っております。

ですから、できれば当局それぞれが所掌している法律に基づいて役割を果たし、必要なときは情報共有をして対処するのが妥当ではないかというふうに、すみません、十分な理解がないところでございますけれども、思っております。

それ以上に、私が気になったのは、複雑で多様化した様々な取引市場の監視を羅列しましたけれども、今後すごくいっぱいマーケットができていく。こういったものが本当に有機的に機能していくのかというところに、ぜひ注力していただければありがたいかなと、素人ながら思っているところでございます。

次に、「脱炭素社会等への対応」についてです。

電取委様の運営理念で、委員会が遵守する価値観の中に、幾つか記述はありますけれども、本質ですとか未来志向、それから、さらなる高みへという観点がありまして、そこにのっかって、今後に向けて、消費者からの期待ですけれども、例えば脱炭素への取組を、制度や料金設計にどのように組み込んでいくのか、また、消費者が知りたいと思う価値の見える化ですよね。例えば脱炭素電源を買いたいと思っても、今は、その表示ルールが明確に決まっていないということもあり、そういうふうな顧客価値に対する対応なども含めて、消費者保護、それから消費者視点という立場から、ぜひ何らかのアクションを起こしていただければと思っております。

どちらにしても、脱炭素、それからカーボンプライシング等が社会的に実装化されてくると、当然料金には跳ね返ってくると思いますので、そういったときにどのような料金設計をしていくのかというところは、今のうちから準備をしていただければと思っております。

次に、「他機関との連携」について申し上げます。

レベニューキャップ制度の計画の認可や規制料金審査において、審議の場に参画していた私は、電取委様は、法と規則にのっかった適切な資料を出し、適切な議論が行われたと、十分理解しております。

他方、特に規制料金審査においては、電力自由化後の料金決定に対する消費者を初め社会全体の理解が不十分な状況から、いろいろな御指摘があったことも事実でございます。

もちろん電取委様による社会への情報提供は、今後、より工夫した形で行っていただきたいとは思っておりますけれども、制度変更に関する周知・広報は、例えば消費者庁さんは、同じレベルでしっかりとやっていただきたいと、私が言うのも変ですけども、もっともつとそちらに注力すべきだというふうにも思いましたし、それから、制度運用に伴うトラブル等は、国民生活センターや、各都道府県にあります消費生活相談窓口なども巻き込んだ形で、しっかり対応していくべきだと思っておりますので、行政側の機関が、連携・協力して、今後に向けても、特に広報ですとかリテラシー向上、トラブル防止に関しましても担っていくべきものだと考えております。

次に、本当に不十分な理解ながら、最後に特にお伝えしたいことを、ここにまとめさせていただきました。

これまでの活動実績や、今回の検証活動を経て取りまとめられた中期方針（案）、それから、機能強化方針（案）の内容に関しましては、私自身、全く異論はなく、ぜひ計画的に取り組んでいってほしいと思っております。

また、デジタル化などは、組織単体というよりは、当然のことながら、対象範囲全体での推進が望ましいと思っておりますので、最終的には消費者も巻き込んだ形で、全体像を御提示いただければと思ったところです。

それから、3点目に書かせていただきましたのは、この間、健全な需給環境の維持のためにたくさんの市場が設置され、今後も幾つかが運用を開始されるということですけども、こうした対応を、個々に繰り返した結果として、全体を見通したときに、果たして健全で最適な市場の維持・構築ができているのか、何らかのトレードオフが生じないのかというのは、すみません、素人では分からないのですが、影響が出ないような配慮が必要かなと思いました。

それから、4点目に書いたのも、先ほども申し上げたとおり、あくまでも願望です。願望ですけども、新技術への挑戦ですとか、労働力確保や労働環境の整備、それから、カーボンニュートラルやサステナビリティへの貢献など、電力の需給に付随する、今後生じらるであろう多様な課題に対して、法律とは別に何らかの評価指標を検討してほしいと思えますし、先ほどの安念先生とか大橋先生の話を知っていると、できるかもしれないと、かなり楽観的に思ったところでございます。

それで、最後にですが、これは、私が今日ここに参加させていただいて、一番強く皆さんに伝えたかったことです。

電力・ガス市場の番人である電力・ガス取引監視等委員会が、供給側の事業者の皆さん、それから、需要側の事業者の皆さんや、私たち一般消費者にとって、本当に頼りになり、信頼に値する組織として広く認知されることが、今現在も、それから今後に向けてもとても重要であると、この間の活動を振り返って、心から思っているところでございます。

私たち消費者も、皆さんがどういうことをやってくださっているかということは、しっかりと上手にトランスレートして、消費者に向けて発信したいと思っておりますし、皆さんの存在を、社会がしっかりと確認すること、それを心から願っているということでございます。

以上、すみません、内容がない意見かもしれませんが、私の精いっぱいのお応えメッセージでございます。どうもありがとうございました。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

3人の皆さんから、大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

それでは、議題1の「海外委託調査の結果」、それから議題の2、先ほどのプレゼンに關しまして、各委員の皆さんから自由に御質問、御意見をいただければと思います。

なお、御質問の際は、どなたに対しての質問かということをお頭に明確にさせていただくようお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

圓尾委員からお願いいたします。

○圓尾委員　　それぞれに貴重な意見をありがとうございました。大変面白いなと思って聞いていました。

質問ではないのですが、安念先生がおっしゃった中で、「外部からの採用を、自己目的化する必要はない」というのは、本当にそのとおりのと思います。

何を魅力に来てもらうかを考えることがとても大事で、まず、給与面では無理ですね。そういう人たちを採るのは2割、3割高かったって無理で、多分役所の2倍、3倍を基準に考えないと競争できないです。

それから、民間企業は、働き方改革が急速に進んでいて、金融機関ですら労働時間の管理が物すごく厳しくて、しわ寄せが、その上司に行っていたりするのですが、その観点でも、役所は完全に劣後して、恐らく最もブラックですね。

だから、働き方という意味でも給与面でも引っ張れないとなると、あなたにここで何年間か働いてもらうことが、こんなに魅力的で、将来こういう仕事にもつながります、と見せてあげることが大事なわけです。

例えばモニタリングとか分析で専門に採るとしても、電取委が、どういうところをゴールとして設定しているのかを明確に出す必要がありますし、そこで、役割を担ってもらうとキャリアパスとして、身分や給与等を含めて、こういう扱いを考えていますとか、そういう説明が必要ですね。一応経産省という名称もついているので、事務次官とか大臣の名前で出すようなものでないといけないと思うのです。

つまり管理職は、大体平均2年ぐらいで経産省も替わるし、上司が替わると方針もコロッと変わるのはよくある話ですよ、民間企業でもそうですけれども。だから、自分が入省した時はこう言ってもらっていたけれども、1年後に来た新しい人が方針を変えると言っていて、それがオジャンになりましたとかという元も子もない。そんなことが一回起きると、もう二度と信用してもらえないと思うので、よほど高度なレベルで文書化したものを出すのが、外部から優秀な人材を採る上では、まずは一番大事なところと、安念先生の話聞いていて、私も思いました。

それから、大橋先生のお話を聞いていて、私も同感だったのは、モニタリングの報告ってとっても大事だけれども、ルーチン化してきていますね、というところですね。

これは、いろいろな結果を出せたはずだと思うのです。市場の動き、取引に関する諸データを集めてウォッチしていると、自分の問題意識があったところと言えば、例えば三次調整力②の制度のゆがみで、ネットワーク会社に対して巨大な費用的負担をかけていたことなど、割と早い段階でキャッチできたのではないかとも思うのです。

そういうことを、例えばモニタリングの中で見つけ出して行って、電力会社やエネ庁とコミュニケーションをとることも大事です。要するに悪い人が、何か悪さをしていないかというモニタリングだけではなくて、制度のゆがみを抽出していくようなことにも、もっと意識を向けていくと、いろいろなものが見えたかもしれない、というところは反省材料というか、必要だなと思っています。

そのためには、過去やっていたみたいに、手作業でデータを送ってもらって、こちらも手作業で落とし込んで、みたいなことをやるのではなくて、なるべく多くの情報が自動的に、電力会社も取引所も、こちらの役所でも、何もしなくて自動的にリアルタイムでいろいろなデータが可能な限り集まるシステムをつくるのがまずは大事。そのためのDX化

を、お金もかけてやっていく。その先にAIがあるのだと思うので、まずはそこかなと、今、話を聞いて思いました。

それから、河野さんも、非常に大事な御指摘であったと思うのです。カルテル事案のときに、電取委で発見できなかったのかとおっしゃったのは、私自身も思いましたし、普通に一般の人が、電力・ガス取引監視等委員会という名前を見れば、そう思うのだと思います。

[安念氏：退出]

ただ、中身を見てみると、これを発見するためには、電力会社に乗り込んでいって、いつ誰がどこで会った、どんな話をした、そのための裏づけのメールを確認したり電話の録音を聞いたりというようなことをやらないと出てこないのです。

でも、実は金融庁は、金融機関に対して、定期的に乗りに込んでいって、それをやっています。そのぐらいのことをやらないと、悪意を持った不正はなかなかあぶり出せないし、やらないと市場に対しての市場参加者の信頼は得られない。金融取引は額がでかいので、何か一つ揺らぐと影響額が大きいので、そこに物すごい人的なコストもかけて金融庁はやるわけです。

だけれども、それを我々の組織が電力会社にやるべきなのか、そこまでの行政コストをかけるべきなのか、は考えなければいけなくて、結論としては、そこまでやるべきではないと思うのです。物すごいコストがかかるので。

だからというわけではないのですが、もう一つ考えていたのは、まさに情報共有という話です。今回のケースで言えば、恐らく情報提供が公取にあって、公取が独禁法に照らしていろいろ調査し、審査をしている間は、我々のほうにも情報が一切出てこなかった。それで、公取が結論を出してから、いろいろなことが見えてきて、これは電事法にも触れる問題だから対処しなければいけない、という形で動いたわけです。けれども公取が情報を持っているときに、同じ国の機関ですから、こっちにも、もしくは金融庁にもかもしれないのですが、関連があるかもしれないところに、得た情報を共有して、それぞれの機関が、それぞれの所管する法律に照らしてどうなのかと喧喧諤諤やって結論を出し、それを誰かが先んじて発表してしまったら問題でしょうから、結論がそろったところで、独禁法に関してはこういう結論です、電事法に関してはこういう結論です、金商法に照らしたらこうですと、政府として、一体として出せばいい話だと思うのです。

私は法律の専門家でもないし、行政の専門家でもないので分からないのですが、そういう

情報共有をやるのが、日本の政府ではできないのか確認をする。本当だったらできる方向にすべきだと思っています。情報共有というのは、おっしゃるとおりだと思います。

また、三菱総研さん、ありがとうございます。

1点だけお伺いしたいのは、デジタルツールの構築を内製化したりとか、その辺の専門家を内部に抱えるのが望ましいのではないかというお話がありました。もう一つ突っ込んで言うと、具体的にどんなことをする人なののでしょうか。海外では、どういう専門性を持った人を、どういう目的で呼んできているケースがあるのでしょうか。もしお分かりであったら教えていただければと思います。

というのは、最初に安念先生とか大橋先生のお話を伺って思ったところに結びつけていくようなことができればいいなと思ったのでお伺いをしました。質問は1点だけです。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、三菱総研の中村様から、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○中村氏 実際にどういうことをやっていただくのかというところは、28スライドに、「募集の要件」を少し書いておまして、基本的に規制のツールは一般的な、NASDAQ等がつくる金融市場でも使われるような監視ツールですが、彼らが取り組んでいるのは、内製のツール、ちょっと小規模なものを開発する必要があるということで、一般的に必要なデータサイエンティストとか、データアナリストが持つようなスキルとして、左下に書いてありますけれども、Pythonを使えるとかPower BIという統計データを分析できる、そういったツールを使える人材というところが主で、フランスも右下にありますけれども、同じようなことが書かれていて、データの可視化のスキルということで、やはり集めてきたデータをきちんと分析できる、統計できる人材を求めているのかなというふうな、そういう印象です。

○圓尾委員 分かりました。ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、武田委員、お願いいたします。

○武田委員 安念先生に質問をしたいところですが……

○横山委員長 安念先生はお帰りになりましたね。

○武田委員 しかし、ここで安念先生に質問を残しておきたいと思います。

安念先生は、規制機能の重複は珍しいことではないということ述べられました。この

規制機能が重複していることによって、規制の見落としを防げると、そういう意義を述べられたわけです。私が安念先生にお聞きしたかったことは、その規制の重複がある場合に、その規制の方向性が違ってしまふ、結論が違ってしまふということがあると思うのですが、そのような場合についてです。すなわち、ある一方の規制機関はオーケーと言ひ、他方の規制機関はだめだと言ひ、このように判断に不整合が生じたときに、どういふ調整が必要なのかについて、安念先生にお尋ねしたいと思つておりました。

もう一点は、こちらは安念先生のプレゼン内容から外れる、もしくは少し離れますけれども、自由化について、それは「理詰め」の作業であるというご主張をされました。

この理詰め作業のスタートは、横山先生が座長を務めていらつしやつた貫徹小委のワーキング等であつたと思ひますけれども、私は、その初回のことが大変記憶に残つております。安念先生が手を挙げられて、市場を今から多くつくろうとしている、電気の価値を細分化していつて、市場をたくさんつくろうとしていると。しかし、先生は反対でいらつしやると。なぜならば、取引の場、市場というものは官がつくるものではなくて、自生的に生ずるものだといふ大演説をなされました。それに対して、松村先生が、安念先生からそういう言葉が出て、先行き心配ですねとご発言されたと記憶しておりますが、私は、その場面が大変印象に残つております。

その理詰め作業から、現在、多数の市場ができて、そして、それを前提に、安念先生は、電取委の存在意義を認めてくださったわけですがけれども、先生が当初、この電力市場改革を始める際に述べられた、市場は上から与えられるのではなくて、自生で生ずるものだと言われた、そのお考え、先生の信念から見て、現在の電力市場改革をどう評価されるのかについて、お伺ひしたいと思ひました。

続きまして、大橋先生のお話は、いつもですけれども、大変示唆に富むものであります。

先生のお話の要諦は、過剰な事前規制であるとか、定型的な事前規制の弊害というものを述べられた上で、そのような弊害を回避するために、そのような市場支配力を、まず適切に識別した上で、それに対して適切な規制をかけていくべきであるとの、お話であつたと思ひます。

そして、その先生のお考えに沿うように、電取委における制度設計は進んでいるように思つておひまして、例えば容量市場でありますとか需給調整市場では、市場支配力を有する事業者ないしは大きな市場支配力を有する事業者に対してのみ、事前規制を課すということをしております。

また、事前規制の強度についても、一律に規制を及ぼすということではなくて、一定の基準を満たしたものには事前規制を撤廃する、内外無差別を達成した電力会社に対する規制の撤廃が一例かと思いますが、との方向に進んでおりますし、また、限界費用の玉出しの性格についても、規制基準からセーフハーバーへと規制の性質を変えております。これらからして、大きな方向性としては、大橋先生が述べられた方に進んでいるのではないかと思います。

さて、大橋先生にお尋ねしたいのは、先生のプレゼンとは、また少し離れるのですが、現在、制度検討作業部会、制度設計専門会合というもので、同時並行で制度のつくり込みをしていると思いますが、しかし同時に、例えば電力供給契約における制限条項の撤廃などは、その制度検討作業部会、制度設計専門会合ではなくて、その上位の基本政策小委にて政策が決まったりすると認識しております。

私は、制度検討作業部会にも参加させていただいておりますし、制度設計専門会合にも参加させていただいておりますけれども、その両会議の所掌については、よく分かっていないところもあります。また、上位の会議体の所も、明確に分かっていないところがありますところ、複数の会議体においてシステム改革の制度設計がなされている現状について、先生のお考え、ご見解をお教えいただければと思います。

河野先生におかれましても、大変貴重な情報をいただきまして、どうもありがとうございました。

先生は、自由化のリスクについて、国民、消費者に対して、丁寧に説明する義務があると述べられたわけですが、私は、委員として活動しておりますし、本委員会の活動の主たる柱の一つは、小売事業者の説明義務違反とか書面交付義務違反について、極めて厳格に規制をしていることにあると思っておりますし、先生からお言葉をいただきまして、その方向性でよいのだなと安心いたしましたし、また、さらにそちらに注力していくべきだと思いました。

さて、先生にお尋ねしたいのは、消費者の積極的な役割を期待するというお気持ちから、情報提供をしっかり行うべきであることを述べられましたわけですが、その消費者の積極的な役割についてであります。

同消費者の役割を考えるものとして、ACERの報告書があります。この報告書は、エネルギー料金が価格スパイクを起こしたときに、今後のEUにおける電力市場の在り方について論じたペーパーですが、その中で、消費者の位置づけについて、これまでの制度で

は一方向的に保護されるものであったけれども、今後の制度では、電力システムに積極的に
関与していく存在であるべきだということが書かれております。

私は、電力の歴史的な高価格が見られるときに、消費者に、むしろ積極的な役割を期待
するという内容が示されたことに、少し驚いたわけですが、その考え方を日本に、
極端な形で導入しますと、例えば厳格な規制料金を撤廃して、需要者に、ある程度価格に
対応した行動変容を期待するようなことも考えられると思うのですが、どうお考えになり
ますでしょうか。端的に言いますと、規制料金の撤廃等について、先生のお考えがありま
したら、お教えいただければと思います。

○横山委員長　　ありがとうございました。

それでは、まず大橋先生から、よろしく願いいたします。

○大橋氏　　おっしゃるように、需給調整市場でも、容量市場でもですかね、市場支配力
に関する事前の規定があつて、それについては、定期的にしっかり見直しているというこ
とはあります。

そういう意味で言うと、僕が言っていることに比較的近いところだと思います。

それで、需給調整市場で今、問題になっているのは、恐らくここから漏れているところ
が、多分問題になっていて、一体何が起きているのかよく分からないので、もう少し、
そこをしっかりと見ていかなければいけないのですが、多分シェアだけの基準では見てとれ
ないものがあるということだと思ふんですね。

恐らく、これも多分、公取のほうもそうだと思いますけれども、市場支配力をシェアで
見るのかどうかというのは、ファーストスクリーニングとしてはあり得るけれども、実態
を、それで見るとはではないということだとも思ふんですね。

そういう意味で言うと、求められるものが、シェアよりも、もう一步踏み込んだときに、
市場支配力ということ語れるのかどうかは、多分あると思ふんですけれども、もう一步
踏み込んだときには、やはりビットの話であり、あと、ユニットの稼働の話であり、ユニ
ットの電源コストとの見合いの話になるんですね、これは。

そのあたりに見ていくのが、専門性により近いところになってくるのだと思ふんです。
そのデータが、実は集まる場所の一つが電取委だと思ふんですね。結構、それぞれの部分
でビットは見れないけれども、計画は持っているとか、皆さんいろいろちぐはぐですけれ
ども、ここは比較的集まっているはずですよ。

そういう意味で、もう一步踏み込んだ監視と、あと、それに基づく執行ということは、

次のステージで考えられるのかなということだと思います。

それで、タスクフォースと制度設計専門会合で、この所掌については、私は不明ですが、今のところ、事務局間のコミュニケーションは比較的できているのかなと思います。人的な話ですけどもね。

そういう意味で言うと、広く意見を聞きたいときは、2つの会合で議題にとりし、そこに至らない部分は、制度に関するものは、もう少しエネ庁側に持ってくるみたいな感じの玉のやりとりはしているのかなという感じがします。

そうしたコミュニケーションがいいのかどうかというのは、私は八条委員会の立てつけ上、よく分からないですけども、そういう意味で、運用上の効率性はあるのかなという感じはしますが、ただ、今後どういった 이슈 について、どちらが扱うべきかという議論は、ある意味、属人的な運営って、結構危ないところもあるので、ある意味、人が替わるタイミングか何かでしっかり議論はされる機会があってもいいのかなと思いますよね。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、河野様から、よろしく願いいたします。

○河野氏　　消費者基本法には、消費者の責務が書いてありまして、「保護されるだけの存在ではなく、自ら学んで積極的に行動すること」が記されていて、「消費者市民社会」という形で、消費者も社会のプレーヤーの一つとして、自分の考え方をしっかりと持って行動しなければいけないというのが大前提で、それは、今もそうです。

ただ、大きな制度の中では、リテラシーの不十分さもあって、一定程度保護していただくとか守っていただければありがたいなところはあるって、自由化に伴って、規制料金は、初めは期限が決まっています、本来でしたら、そこで撤廃となっていましたけれども、新電力の参入状況が、まだまだ当初の想定には達していないということで、ペンディングの状態でごくまで来ているというふうに思っています。

ですから、規制料金がずっと置かれていることによって、電気料金のありようも、非常に複雑になっているというのは、私も、ある意味で問題だと思っていて、本当に自由化をうたうのであれば、もう少し、本当に自由な値決めと言いましょか、新電力さんの規模ですとか体力とかもいろいろあると思いますので、簡単には申し上げられないのですが、後々そういう方向に行かなければいけないだろうと、私自身も思っています。

それで、先般、先ほどおっしゃっていた、エネ庁さんの委員会で、電力システム改革の検証を行っているところに、私、そこにも呼んでいただきまして、消費者がどう見ている

のかというところをお伝えしましたけれども、そこで、規制料金に対して、今その存置に対して、私がどういう価値観を持っているかというのはお伝えしました。

それは、規制料金の審査が、今後あるかどうかは分かりませんが、前回の規制料金審査のときに、本来でしたら、既に自由化になっているわけですし、民間企業がどういう経営方針で、どんなふうに資本とキャッシュフローを動かしていたのかとか、どういう経営をしていたのかというところには、あるところまでは入れて、例えば有価証券報告書で出されている数字には入れても、それ以上には踏み込むことはできないのではないだろうか思っていますが、この規制料金の仕組みが存置されている結果として、物すごい細かい経営の中身と言いましょか、決算の実態にまで入ることができる。そうすると、大手電力会社の皆さんは、ある意味、これがあるがゆえにうそはつけないというか、正しい情報を出さざるを得ないことになっていると思います。

もしこれが、規制料金の仕組みが本当に撤廃されてしまったら、やはり自由市場だよねということになって、消費者にとってみると、それが本当に適切なデータなのかどうかというのは分かりにくくなると思いますので、すみません、うまく言えませんが、そこに存置の価値があって、制度がずっと長く残ることに意義を感じているわけではありません。

○武田委員　　ありがとうございました。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、時間は少し超過しておりますが、北本委員はいかがでしょう。

○北本委員　　時間が超過しているところで申し訳ないですが、多角的な検証をしていただいて、本当にありがとうございます。

広報について消費者を巻き込んで電力システム改革することが大切だと、私も考えます。

河野委員がおっしゃったように、リテラシーの差があるので、より分かりやすい広報は、まさにそのとおりだと思います。規制料金の審査のときにも、電力会社の方々も言われる、「伝えています」、「ホームページに出しています」と、消費者側の「伝わっていません」、「聞いているほうは分からないんです」など、結局相入れない形の説明が、多くの会社でもあったかなと思います。

それは、やはり知識の差があるためで先ほど大橋先生がおっしゃったように、自由市場を求めるのであれば、需要家や投資家などの参加者が絶対に必要なので、その方々と協力し改革を進めていく必要があるのだろうなと思います。

その上で質問です。三菱総研の調査結果で海外の広報の在り方、または消費者の受け取り方というのは、日本と比較しより積極的なのかどうか、その理由は文化の差から起きているのかなど、もしお分かりになれば教えてください。

なお感想ですけれども、今回の機能強化については賛成です。これを達成するためにはどのように実行していくかが非常に大切だと思います。一般的に事業会社も、組織改革をするが頓挫している場合も結構あって、頓挫するかどうかの違いの理由は、進め方の違いがあると思います。

委員会としても、この改革を達成するために、具体的に誰がどうやっていくか、より明確に権限を持ってやっていってもらうように進めていかないと、この目的が達成できないのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、質問の1点、よろしくをお願いします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、三菱総研の中村様から、よろしくお願ひいたします。

○中村氏 32スライドに、イギリスの例を記載しております。

広報にかなり力を入れておりまして、55名の職員が在籍していて、ありとあらゆるSNSであったりとかウェブサイトを通じた情報発信を行っている。特徴としては、SNSで投稿しようとする、やはり画像とか動画を使って、いかに分かりやすく伝えるかという工夫が必要になると。

結果的に、それが需要家のページビューアーにつながっておりまして、一番下に書いておりますけれども、Citizens Adviceという市民団体のアドバイスが掲載されているようなホームページサイトだと、280万の閲覧数を記録したということで、そういった団体とも協力しながら、いかに分かりやすく伝えていくかというところを工夫しつつ、関心を高めているのかなという理解です。

次のページにフランスもございますけれども、やはり消費者向けのページということで、教育コンテンツというものを作成しています。左下にあるような形で、そもそも電力市場が、今どういう状況なのかというところが絵で分かりやすく示されているものがあつたりとか、オンブズマンのほうでは、そういったトラブルがあつたときとかに問い合わせを一元的に受けつけるよう仕組みもございますので、そういった消費者とのつながりを非常に重視した取組が、いずれも行われているのかなという理解でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

北本委員、よろしいでしょうか。

○北本委員　ありがとうございます。

追加の質問ですが、消費者が、こういうコンテンツがあるから見に行くだけの違いなのか、それとも、もともと消費者のマインドが、日本と何か違うものがあるのかというのは、何か御存じでしょうか。

○中村氏　マインドという意味では、すみません、そこまで深掘りができていないところではありますけれども、例えばイギリスでは、電力供給の仕組みが日本とは異なるところがあって、そもそも電力メーターは、需要家自身が持ち物として持っていますし、屋内にメーターがあって、プリペイドで課金するような仕組みでもありますので、比較的、電力を使うところに対しての意識が高いのではないかなというふうに推察されます。

○北本委員　ありがとうございます。分かりました。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

もう10分ほどオーバーしていますが、最後に私からも一つだけ、三菱総研の中村さんに質問をさせていただきたいのですが、安念先生も人材のことをおっしゃっておられました。大橋先生も、モニタリングなどに、ここに人材を充実させることが必要になってくるだろうというお話もされましたし、河野さんから、先ほどの御質問にもありましたように、我々のところの広報が分かりにくいので、ということになりますと、やはりここに、海外での例のように人材がたくさん要るのかなというふうに思います。市場監視ということに限ると、スライドにもありましたが、その監視においても、日本と各国では相当の人員の数の違いがあると思いますけれども、この違いというのは、やはり新しいツールとかAIとか、そういうツール開発の人も含めて、たくさん海外では採用しているので、こんなに人数が多くなるということなのでしょうか。

それとも、監視というのが、日本よりももっといろいろな細かいところまで監視をして、その解析をして報告をするので人数が多くなるのか、その辺はいかがでしょうか。何か知見がありましたら教えてください。

○中村氏　監視対象を大きく変えているわけではないというふうに理解しておりまして、先ほどおっしゃっていただいたように、やはり自ら内製で、そのツールを開発したりとか、常にその監視を行っていることで、怪しいと思われるようなところを検出して、その実態を確かめるためには、やはりそれなりの工数がかかってくるかなというところで、そこに人が充当されているという理解でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、時間もちょっとオーバーしましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

本日、予定していた議題は以上でございまして、今日のプレゼンターの皆様におかれましては、大変貴重な論点提示をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日の議論の中では、この委員会のMVV（改定案）、それから中期方針（案）及び機能強化方針（案）等について、事務局（案）への大きな御異論は、おおむねなかったものと思います。

事務局におかれましては、本日の議論も踏まえまして、次回会合での取りまとめに向けて御準備をいただきますようお願いしたいと思います。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○田中総務課長　　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしく願います。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

今日は、どうもありがとうございました。

○一同　　ありがとうございました。

——了——